

幸手市消防団  
熱中症予防対策・対応マニュアル

令和8年5月

## 1 目的

近年、地球温暖化の進行や猛暑日の増加に伴い、消防活動に従事する消防団員にも深刻な影響を及ぼす可能性が考えられる。

令和7年6月1日から労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の改正が施行されたことに伴い、一定の暑熱環境下で作業を行う事業者に対して、熱中症対策が義務化された。

季節によっては、暑熱環境下での活動等も強いられるため、熱中症の起こり得る影響を十分に認識し、消防団活動（訓練、警戒、災害対応及び各種行事等）において、発生する熱中症を未然に防止するとともに、発症時に迅速かつ適切な対応を行い、消防団員の安全確保を図ることを目的とする。

## 2 熱中症予防対策

### （1）熱中症予防体制

消防団の活動ごとに以下のとおり熱中症予防対策を管理する。

活動内容	消防署と合同	熱中症予防対策の管理者
災害出動①	○	団本部と消防署員（現場指揮本部）で協議し、分団の最高責任者の熱中症予防対策の方針に従う。
災害出動②	×	現地で活動する分団の最高責任者が団員の熱中症予防対策を管理する。
訓練①	○	現地で訓練する分団の最高責任者が団員の熱中症予防対策を管理する。
訓練②	×	現地で訓練する分団の最高責任者が団員の熱中症予防対策を管理する。
行事①	○	現地で訓練する分団の最高責任者が団員の熱中症予防対策を管理する。
行事②	×	現地で行事を行う分団の最高責任者が団員の熱中症予防対策を管理する。

### （2）暑熱順化

各分団においては、防火衣等を着装した状態で資機材点検を行うなど、日頃の活動を通して、暑さに順応できる体づくりを行う。

### （3）熱中症対策用資機材等の配備

熱中症対策用資機材等の配備は、次のとおりとする。

ア 飲料水

原則、各分団が用意する。ただし、長時間に及ぶ災害活動時は、幸手市（くらし防災課）が飲料水を提供する。

以下のものは、必要に応じ各分団で用意する。

イ クーラーボックス

ウ 氷等

エ 冷却ベスト

オ 塩タブレット類

### 3 熱中症対策

(1) 災害活動

ア 水分補給

こまめな水分補給を行うため、各分団で飲料水を準備する。

イ 団員の交代・休憩

分団長又は活動する団員の最高責任者は、気象環境等を考慮し、団員の交代や休憩を判断し、その都度指示する。

ウ 休憩後の活動再開

休憩後に活動を再開する場合は、分団長又は活動する団員の最高責任者に、活動再開を報告する。この場合において、報告を受けたものは、団員の体調を確認する。

(2) 訓練

ア 事前の体調確認

訓練前には団員の体調を確認し、体調不良者は参加させない。

イ 水分補給

こまめな水分補給を行うため、各分団で飲料水を準備する。

(3) 各種行事

ア 事前の体調確認

実施前には団員の体調を確認し、体調不良者は参加させない。

イ 水分補給

こまめな水分補給を行うため、各分団で飲料水を準備する。

ウ 服装

安全管理上問題がなければ、Tシャツで行うなど、適切なものを選択する。

### 4 熱中症発生時の対応

消防団員が、災害活動等において、熱中症を疑う症状を発症した場合は、以下の対応を行う。

(1) 応急処置と救急車の判断

容体	救急車の要請	応急処置
意識あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩行不能</li> <li>・ 会話が成り立たない</li> <li>・ 呼吸が早い など</li> </ul> 早めに救急車を要請する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 涼しい場所に移動する</li> <li>・ 体表面を冷却する</li> <li>・ 自ら水分を摂取させる</li> </ul>
意識なし	直ちに救急車を要請する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 涼しい場所に移動する</li> <li>・ 体表面を冷却する</li> </ul>

(2) 発生時の報告体制

項目	報告
災害活動	団本部へ速やかに報告後、消防署の現場指揮本部へ報告する。
訓練	現地にいる分団の最高責任者に速やかに報告する。 消防署員がいる場合は、速やかに消防署員へ報告する。
各種行事	現地にいる分団の最高責任者に速やかに報告する。 消防署員がいる場合は、速やかに消防署員へ報告する。
消防団長への報告	団長への報告は、分団長又は副分団長が報告する。

## 5 熱中症警戒アラート等発令時の訓練・行事

埼玉県に熱中症警戒アラート又は熱中症特別警戒アラート発令時の訓練及び行事については、気象環境及び訓練内容を加味し、分団の最高責任者が実施の可否や実施内容の変更を決定する。

熱中症のおそれのある者に対する対応手順フロー

